

島根県有機農業推進計画の改定の概要について

① 有機農業に関連する法律・条例

有機農業推進法(H18年12月)

- 目的 有機農業推進の基本理念、国・地方公共団体の責務や施策の基本となる事項を定め、有機農業の発展を図る
- 基本理念 有機農業への農業者の取組の誘導、消費者志向への対応、関係者の連携、農業者の自主性の尊重
- 行政責務 有機農業の推進に関する施策を総合的に策定、実施

しまね食と農の県民条例(H19年2月)

- 目的 食と環境の面で農業及び農村の果たす役割の重要性にかんがみ、その振興について、本理念及びその達成に向けた施策の基本となる事項を定め、農業農村の持続的な発展及び、県民の安全安心で豊かな暮らしに寄与
- 基本理念 安全良質な農畜産物の生産及び供給を通じた県民の豊かな食生活の確保、環境と調和のとれた農業生産の実施による環境負荷の軽減
- 県の役割 基本理念に基づき施策を策定し、関係者及び県民との連携を図りながら施策を推進

② 島根県有機農業推進計画

(1) 計画の位置づけ

- ・「有機農業推進法」に基づき、県が定める推進計画
- ・「しまね食と農の県民条例」の基本理念に基づく施策として有機農業を推進するための方針を示す計画

(2) 改定計画の特徴

- ・国の基本方針に即した前計画に対し、改定計画はより県の実情を踏まえた独自性の高い計画とした。
- ・有機農業を県の農業・農村活性化施策の柱の1つに位置づけ、今後の推進の方向性を示した。
- ・前計画から5年間の取組を反映させ、推進事項をより具体化した。

(3) 有機農業推進の考え方

【有機農業推進の必要性】

- 島根県の豊かな自然環境、多様な生態系を守るため、農業生産からの環境負荷をできるかぎり低減させる有機農業を推進。
- 食の安全・安心志向や農村・自然への回帰志向が強まる中、これまで培った技術・技能を活かしながら有機農業に取り組む。
- 有機農業を志向するUIターン者等の有機農業への参入を支援することにより、特徴ある農業生産を進め、自然と風土を活かした有機農業による地域づくりを目指す。

【本県が推進する有機農業】

- 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないこと。
- 地域資源を有効活用することにより、農業の自然循環機能を大きく増進し、生態系との調和を図ること。
- 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いること。

(4) 有機農業の推進方向

- 「地域自給を基本とした取組」と「経済活動として展開されている取組」を車の両輪として進める。
- Uターン者の受け入れを始め、担い手の育成による島根農業の活性化と定住に寄与する取組を進める。

(5) 具体的推進事項のポイント

ポイント1: 有機農業による生産取組の推進

- ・既存技術の実証や「有機栽培」支援技術をテーマとした重点研究プロジェクトの取組
- ・技術の速やかな普及及び地域の状況を踏まえた有機農業技術の向上・確立
- ・有機栽培技術ネットワーク組織の活用による効果的な技術普及の推進
- ・県の農業普及組織に配置した「有機農業担当」のコーディネートによる支援活動の強化
- ・有機農業実践者に対する技術の導入、共同利用機械等の整備等への支援

ポイント2: 有機農業による新規就農の支援

- ・県立農林大学校有機農業専攻を拠点にした新たな担い手の育成への取組
- ・研修受入農家、農地、雇用就農先等の情報の把握による関係機関の連携した支援
- ・就農給付金制度や「半農半X」での就農支援策などの有効活用

ポイント3: 有機農産物の販売支援

- ・有機農産物等のカタログ作成、県内商談会の開催や全国商談会への出展等の取組
- ・先進的な農家(団体)との共同販売や、ネットワーク構築による販売提携の促進
- ・新規就農の研修が就農後の販路確保につながるような取組の推進

ポイント4: 有機農業に対する理解の促進

- ・有機農業実践者の先進的な取組等を県内外に情報発信することによる島根の有機農業の認知度向上
- ・環境や水質を守るための流域ごとの有機農業の面的拡大の支援
- ・有機農業や食を通じた食農教育の視点からの生産者と子どもたちとの交流活動の促進
- ・体験・交流活動を基盤として応援活動の働きかけと食べものが生産される環境を生産者・消費者が一緒になって守るという意識の醸成
- ・有機JAS等の認証制度の理解促進

ポイント5: ネットワークの構築

- ・生産から消費まで、有機農業の推進に取り組む関係者が、それぞれの立場や考え方を尊重しながら連携を図るネットワーク体制の構築